

シュロの会たより

平成31年1月20日発行
発行責任者：シュロの会
NO130

シュロの会会長

年頭御挨拶



本年もよろしくお願いたします！

良い年になりますように！

昨年とはとても災害の多い年でした。台風、水害、地震など私たちが経験したことのない規模と回数でした。これも、地球の温暖化が影響しているのでしょうか。このような災害が起きるたびに、思うのは精神障害者の皆さんのことです。台風で床上浸水になったり、地震で家が倒壊したりとても怖い思いをしていることと思います。そして、避難所でも多くの避難者の皆さんの中での暮らしを考えるととても辛いと考えます。既に、災害時における精神障害者への対応を地域の中で実施、あるいは計画を準備しているところはまだ少ないようです。

また、昨年は東京つくし会として、長年の要望でありました精神障害者への東京都のマル障（心身障害者医療費助成制度）が今年1月から実施されることになったことです。既に、身体障害者、知的障害者の方には実施されています。

この制度は、精神保健福祉手帳1級所持者の方が精神科以外の病気にかかったときに医療費の助成を受けることが出来るものです。1級手帳所持者の方は市役所、区役所等の窓口へ行って手続きをして下さい。

今年は、皆様と共に当事者と親の自立について交流を深めて行きましょう。精神障害者を自宅で介護する親の数は実に70%にも及びます。親も高齢化し自身も病気になったりして大変な状況になっているご家族もあります。お互いの経験や思いを出しながらよりよい方向を考えて行きたいと思えます。

次に、福祉手当の事ですが、東京都では身体障害者と知的障害者の方に月額15,500円を支給していますが、同じ障害者でありながら精神障害者にいまだ支給されていません。精神障害者の平均収入は月額70,000円です。とても自立して暮らせる収入ではありません。

2020年度予算に向けて精神障害者にも福祉手当が支給されるよう東京都及び市役所に要望をしていきたいと思います。

今年も皆様にとって健やかで、良い年で有りますようお祈りしています。

シュロの会 会長 植松 和 光



トピックス

昨年の12月国立市議会本会議で国立市人権条例案が可決！！

国の障害者差別解消法並びに東京都障害者差別解消条例が既に制定、施行されていますが、この法律、条例の実施を受けて、各区市町村でも条例制定の動きがありますが、国立市では次のような条例案を市長が議会に提案し、12月21日の本会議で原案どおり可決されました。

「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例案」 以下、国立市長の条例制定説明文書です。この条例の施行は2019年4月1日の予定です。

なお、条例本文については紙面の都合上掲載できませんので、国立市のHP等でみてください。

国立市は、「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げ、平成12年6月に「国立市平和都市宣言」を行い、全ての施策の根幹に人権と平和の尊重を掲げるとともに、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと（以下「ソーシャル・インクルージョン」という。）を基本としたまちづくりを推進してきた。

国においては、日本国憲法に掲げる基本的人権の尊重と恒久平和の理念の下、人権や平和に関する法制度の整備等の様々な取組が行われてきた。近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、地方自治体においても、地域の実情に応じた差別解消を推進するための更なる取組が求められている。

人権とは、全ての人生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利を保障されている。人は誰もが一人一人異なる存在であることから、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、互いの多様性を認め合うことにより、個人の人権を尊重していかなければならない。そのような日常における相互理解と協力の中に、日々の平和な暮らしが生まれる。

国立市が本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。

しかし、今もなお、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。また、一人一人の多様性に対する無理解と無関心に起因して、争いや衝突が生じている。そして、この人権侵害や争い等については、誰もが、無意識的に又は間接的に当事者となる可能性を持つ。

そこで、国立市、そして国立市に暮らす私たちは、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現すること（以下「人権・平和のまちづくり」という。）を目指して、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

第3回家族交流会活動報告

シュロの会恒例となりました第3回交流会（忘年会）が、平成30年12月2日に「おーぶんだいにんぐ en-えん」を貸し切りまして開催されましたので、その状況をお伝えします。

当日の天気は、朝から曇りがちで少々寒かったのですが、お店の中はとても明るく、スタッフさんに暖かな雰囲気でお出迎えていただきました。

この店は円グループで社会貢献の一環として開かれたコミュニティの場になればとして平成30年10月にオープンしたものです。

第3回交流会担当の信田理事と上野理事の進行で、おいしい料理とお酒（家富理事から差し入れドンペリ）で楽しいひと時を過ごすことができました。皆さんで持ち寄ったクリスマスプレゼントの交換や歌の合唱などあつという間に和やかな時間が過ぎていきました。

次回は是非もっと多くの方にも参加いただければと思っています。（N）



植松会長挨拶



歌のリードをとる側島副会長

第4回家族交流会のお知らせ

交流会のテーマ ～地域移行に向けての退院支援について学ぶ～

退院に向けてのカンファレンスに出席することになった家族がいます。

カンファレンスに同席される方は、どんな人たちがいるのだろうか？ 家族の思いを正しく伝えられるのだろうか？ そもそも退院がスムーズに出来るのだろうか？ そんな不安・心配を払拭することができればと思います。

皆さまのご参加をお待ちしています。

日時： 2月17日（日） 午後1時30分～3時30分

場所： くにたち福祉会館 和室

お話をしてくださる方

： 医療法人社団新新会 多摩あおば病院 相談室 ソーシャルワーカー 松原玲子氏

【内容】

- ① 多摩あおば病院の紹介
- ② 多摩あおば病院の退院への取り組みについて



今後の活動予定



○ シュロの会 ～ミニ交流会／家族相談会のご案内～

日頃抱えている悩み、心配ごとなど少し時間をかけて話したい方、初めて参加する方などの交流の場です。皆様お気軽に是非ご参加下さい。

- 1 日時：2019年3月24日（日）午後1時30分
- 2 会場：くにたち福祉会館 会議室
- 3 場所：国立市富士見台2-38-5
- 4 主催：精神保健福祉家族会シュロの会



・・・【講演会のご案内】・・・

○ 東京都精神保健福祉相談事業講演会

「精神障害者と家族 それぞれが自立して支え合うために」

講師：白石 弘巳

（社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会鴻巣病院なでしこメンタルクリニック 院長）

日時：2019年2月20日（水）

場所：都民ホール（都民ホール（東京都議会議事堂1階） 東京都新宿区西新宿2-8-1

定員：288名

参加費：無料 ※申し込み：不要 当日直接会場へお越しください。

主催：東京都、東京都精神保健福祉民間団体協議会（略：都精民協）

自由広場

会員の皆様からのコメントをお待ちしております。

コメントは、家族会・ミニ交流会時やホームページのお問合せメールでお受けしています。

40文字以内をお願いします。（編集部）

長らくニートだった弟が、たちかわ若者サポートステーションの集中訓練プログラムで就職しました。（m）



自動車の自動運転技術は日進月歩で進んでいますね。病気治療のため服薬している抗精神病薬は運転を控えるように指導されていますが、近い将来自動運転技術を持って当事者も運転ができる日がくるといいですね（な）

編集後記

明けましておめでとうございます。今年も「シュロの会たより」の充実に向けて取り組みます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。（編集担当一同）

昨年は自然災害の多い年でした。島根県西部地震、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震などの地震発生や台風による風水害の被害が各地を襲いました。そして忘れてはいけないのが、6月29日に関東地方で梅雨明けをしてからの酷暑・猛暑。薬の副作用による口渇で苦しんでいる当事者の方々にも影響がありました。今年は穏やかな年であってほしいです。

